

「誰もが安心・安全で気持ち良くくらせるまち」の実現に向けて

# 路上喫煙等はやめましょう

京都市では市内全域で路上喫煙等<sup>※</sup>をしないよう努力する義務を課しております。

また、「路上喫煙等禁止区域」での路上喫煙等は禁止されています。

禁止区域内での違反者には、平成20年6月1日から1,000円の過料を科しています。

The City of Kyoto has made it mandatory to strive not to smoke on the streets within the city limits.

The city has also established “Public Nonsmoking Area” where street smoking is strictly prohibited.

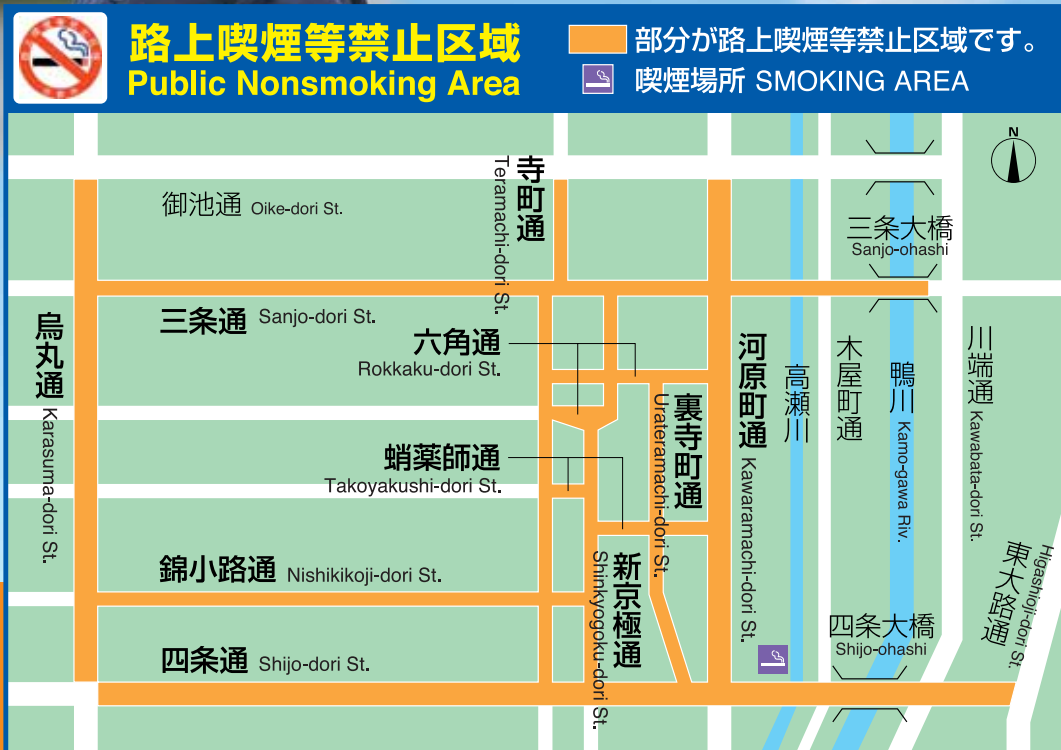
After June 1, 2008, persons smoking in a Public Nonsmoking Area will pay a 1,000 yen fine.



立看板



路面表示



禁止区域内には、禁止区域を示すマークが入った立看板及び路面標示等が設置されています。

巡回・指導及び過料徴収を行う「路上喫煙等監視指導員」は職員証及び指導員証を携帯しています。



※「路上喫煙等」とは、道路や公園などの屋外の公共の場所でたばこを吸うこと及び火の付いたたばこを所持することを指します。

# 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例

(平成19年京都市条例第2号 平成19年6月1日施行)

京都市では、平成19年6月1日から「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」を施行しています。この条例は、路上喫煙等によるやけどなどの被害を防止し、健康への影響を抑制することによって、安心かつ安全で健康的なまちづくりを目指し制定しました。市内全域の屋外の公共の場所では、路上喫煙等をしないよう努めましょう。

平成19年11月1日から「路上喫煙等禁止区域（表図参照）」を指定し、区域内での路上喫煙等を禁止しています。

**Q** 「路上喫煙等」とは  
なにですか？

**A** 道路や公園などの屋外の公共の場所でたばこを吸うこと及び火の付いたたばこを所持することを指します。この「路上喫煙等」には、歩行中だけでなく、立ち止まっているときや自転車に乗って移動している場合も含まれます。

**Q** 「路上喫煙等禁止区域」  
で路上喫煙等をすると  
どうなるの？

**A** 巡回中の「路上喫煙等監視指導員」\*が違反者に注意して、たばこの火を消すよう指導し、その場で違反者から**1,000円**の過料を徴収します。

※指導員は写真付きの指導員証を携帯しております。

**Q** 過料徴収はどのように行うの  
ですか？

**A** 路上喫煙等監視指導員が違反行為及び人物を確認のうえ、書面で過料を科すことを告知し、1,000円の過料をその場で徴収します。

なお、持ち合わせがない場合には納入通知書を発行し、後日、違反者に納付していただきます。

**Q** 灰皿のある場所での  
喫煙はいいのですか？

**A** この条例では、道路や土地などの管理者が設置している灰皿での喫煙は規制の対象となりません。



The City of Kyoto has made it mandatory to strive not to smoke on the streets within the city limits. The city has also established “Public Nonsmoking Area” where street smoking is strictly prohibited. After June 1, 2008, persons smoking in a Public Nonsmoking Area will pay a 1,000 yen fine.

京都市将努力实现全市区域不在路上吸烟等作为市民应尽的义务。

另外，使用标牌“路上吸烟等禁止区域”来表示。从2008年6月1日起，如在禁止区域内进行路上吸烟等，将对违反者给予1,000日元的罚款。

교토시는 시내전역에서 노상흡연 등을 하지 않도록 노력하는 의무를 부과하고 있습니다.

이에 따라 「노상흡연 등 금지 구역」에서는 흡연이 금지되어 있습니다. 금지 구역내에서 위반한 자에게는 2008년6월1일부터 1,000엔의 과태료가 부과됩니다.

**路上喫煙等は大変危険です。この区域以外でも路上喫煙等をしないようにしましょう！**